

ビジネス拠点としての京都の魅力発信冊子「Kyo-Working Book（仮称）」制作業務 募集要項

1 委託業務名称

ビジネス拠点としての京都の魅力発信冊子「Kyo-Working Book（仮称）」制作業務

2 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

3 契約金額の上限

1,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務内容

京都のビジネス拠点としての魅力を首都圏をはじめとした市外企業等に幅広く発信するため、京都の強みや実際に京都に進出した企業の声、企業誘致支援策などを冊子にまとめるにあたり、京都市から提供する原稿やデータ、Webサイト「Kyo-Working | 京ワーキング」(<https://kyo-working.city.kyoto.lg.jp/>)に基づき、冊子の作成から印刷までを委託する。

詳細は別紙「委託業務仕様書」のとおり。

5 応募資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 過去3年間に本業務と類似した業務実績を有すること。

6 応募方法

(1) 応募期間

令和4年6月9日（木）から6月29日（水）17時まで

(2) 提出資料一覧

資料名	部数	備考
参加申請書【様式1】	1部	
企画提案書	3部	・任意の様式で、全体のデザイン案を1つ以上提案すること ・本業務における貴社の取組体制や実施スケジュールを記載すること
見積書	3部	
会社案内	3部	
業務実績調書【様式2】	3部	1種類に対して3部提出すること
過去3年以内に制作した本業務に類似する印刷物（パンフレット、冊子等）	3部	1種類以上提出すること

※ 部数が3部のものは、正本1部と複写2部でよい。

※ 本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。なお、納税証明書（京都市税）及び調査同意書（水道料金・下水道使用料）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

資料名	部数	備考
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1部	申請日前3箇月以内に発行の原本（写し不可）
印鑑証明書	1部	
納税証明書（国税等、京都市税）	各1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式3】	1部	
使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届【様式4】	1部	
誓約書【様式5】	1部	

(3) 応募方法

ア 参加申請書

提出期限：令和4年6月22日（水）17時まで（必着）

提出先：参加申請書（様式1）に必要事項を記入の上、持参または電子メールによりウに記載の提出先に提出すること。

イ 仕様書等に関する質疑応答

質問方法：電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「「Kyo-Working Book（仮称）」制作業務に関する質問」とすること。

質問期限：令和4年6月24日（金）17時まで（必着）

質問への回答：質問者及び参加申請書の提出があった方全員に対し、速やかに電子メールにより回答する。

ウ 企画提案書等の提出期限及び提出先

提出期限：令和4年6月29日（水）17時まで（必着）

提出方法：持参（平日の9～17時）又は郵送（書留郵便に限る。）

提出先：京都市産業観光局企業誘致推進室（担当：西村，高木）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-4239／電子メール：kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

7 審査方法

- (1) 提案の審査は提出された企画提案書に基づいて受託候補者選定委員会が行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

- (2) 審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

評価項目	評価の着眼点		配点
デザインの提案	冊子のデザイン性	手に取って読んでみたいと思わせるデザインとなっているか（特に表紙やタイトル）	10点
	読みやすさ	分かりやすい文章や構成，レイアウトとなっているか	10点
	事業趣旨の理解	Webサイト「Kyo-Working 京ワーキング」の内容を十分に踏まえ、仕様書に沿った具体的な提案となっているか	10点
実現性	実施体制	業務内容に応じた適正な実施体制（責任者，人員，役割分担等）となっているか	10点
	スケジュール	Webサイト「Kyo-Working 京ワーキング」と連携したうえで実現可能なスケジュールとなっているか	10点
事業実績	デザイン等のオリジナリティ，おもしろさ，分かりやすさ，レイアウト等の見やすさ		20点
価格点	満点（30点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）		30点
合計			100点

- (3) 11(1)に記載の失格者を除いた者のうち、審査員の評価の合計点が最も高い者を契約相手方の候補者として選定する。

- (4) 審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額が同額の場合、当該者は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を契約の相手方として選定する。

- (5) 参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。
- (6) 上記にかかわらず、審査員の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

9 選定の通知

委託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、選定結果、参加した事業者及び評価点を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

10 選定後の流れ

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、委託内容や経費等について詳細を調整の上、委託契約を締結する。また、契約に関する費用（収入印紙代を含む）は、選定された者の負担とする。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 注意事項

- (1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 見積書の金額が3の契約金額の上限を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2) その他
 - ア 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
 - イ 委託業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
 - ウ プロポーザル参加に要する一切の費用（提出書類作成費、交通費等）は、事業者負担とする。
 - エ 提出された応募書類は返却しない。
 - オ 応募書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

12 報告書の提出

業務終了後、業務完了報告書を提出すること。